

運転経歴要件

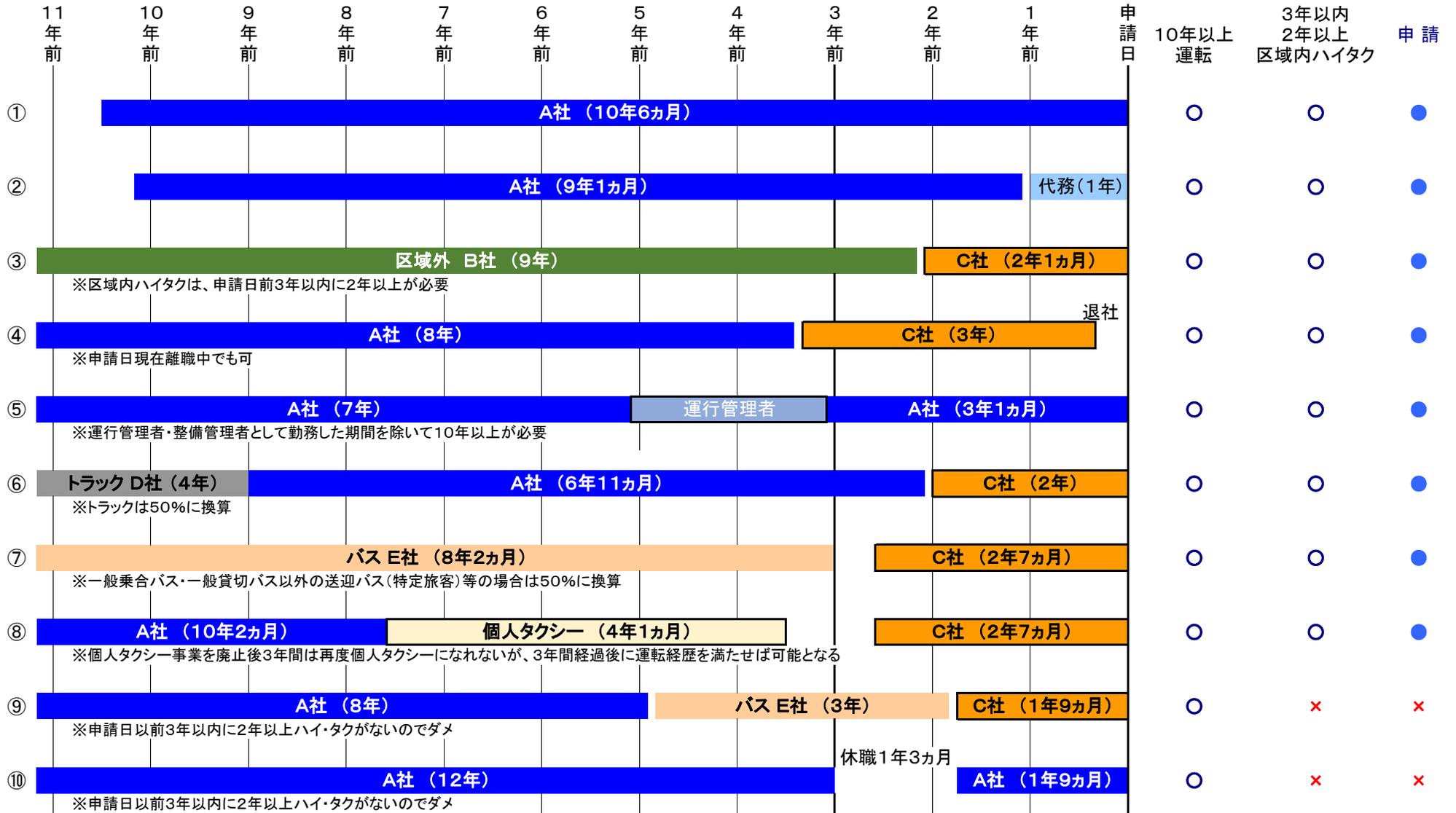
申請時の年齢	運転経歴要件
A. 35歳未満	<ol style="list-style-type: none"> 申請する営業区域において、申請日以前継続して10年以上同一のタクシー又はハイヤー事業者¹に運転者として雇用されていること。 申請日以前10年間無事故無違反であること。
B. 35歳以上 40歳未満	<ol style="list-style-type: none"> 申請日以前、申請する営業区域において自動車の運転を専ら職業とした期間(他人に運転専従者として雇用されていた期間で、個人タクシー事業者又はその代務運転者であった期間を含む。)が10年以上であること。この場合、一般旅客自動車運送事業用自動車以外の自動車の運転を職業とした期間は50%に換算する。 1. の運転経歴のうちタクシー・ハイヤーの運転を職業としていた期間が5年以上であること。 申請する営業区域においてタクシー・ハイヤーの運転を職業としていた期間が申請日以前継続して3年以上であること。 申請日以前10年間無事故無違反である者については、40歳以上65歳未満の要件によることができるものとする。
C. 40歳以上 65歳未満	<ol style="list-style-type: none"> 申請日以前25年間のうち、自動車の運転を専ら職業とした期間(他人に運転専従者として雇用されていた期間で、個人タクシー事業者又はその代務運転者であった期間を含む。)が10年以上であること。この場合、一般旅客自動車運送事業用自動車以外の自動車の運転を職業とした期間は50%に換算する。 申請する営業区域において、申請日以前3年以内に2年以上タクシー・ハイヤーの運転を職業としていた者であること。

【概要】

申請時の年齢	運転経歴要件		
35歳未満	申請日前継続して10年以上区域内同一ハイタク事業者 ¹ に雇用され、申請日前10年間無事故無違反であること		
35歳～39歳	10年以上区域内で運転を職業	5年以上区域内でハイタク運転を職業	申請日前継続して3年以上区域内ハイタク運転を職業
	申請日前10年間無事故無違反の者は、40歳以上の要件によることができる		
40歳～64歳	10年以上運転を職業	申請日前3年以内に2年以上区域内ハイタク運転を職業	

運転経歴の例示

【40歳～64歳】

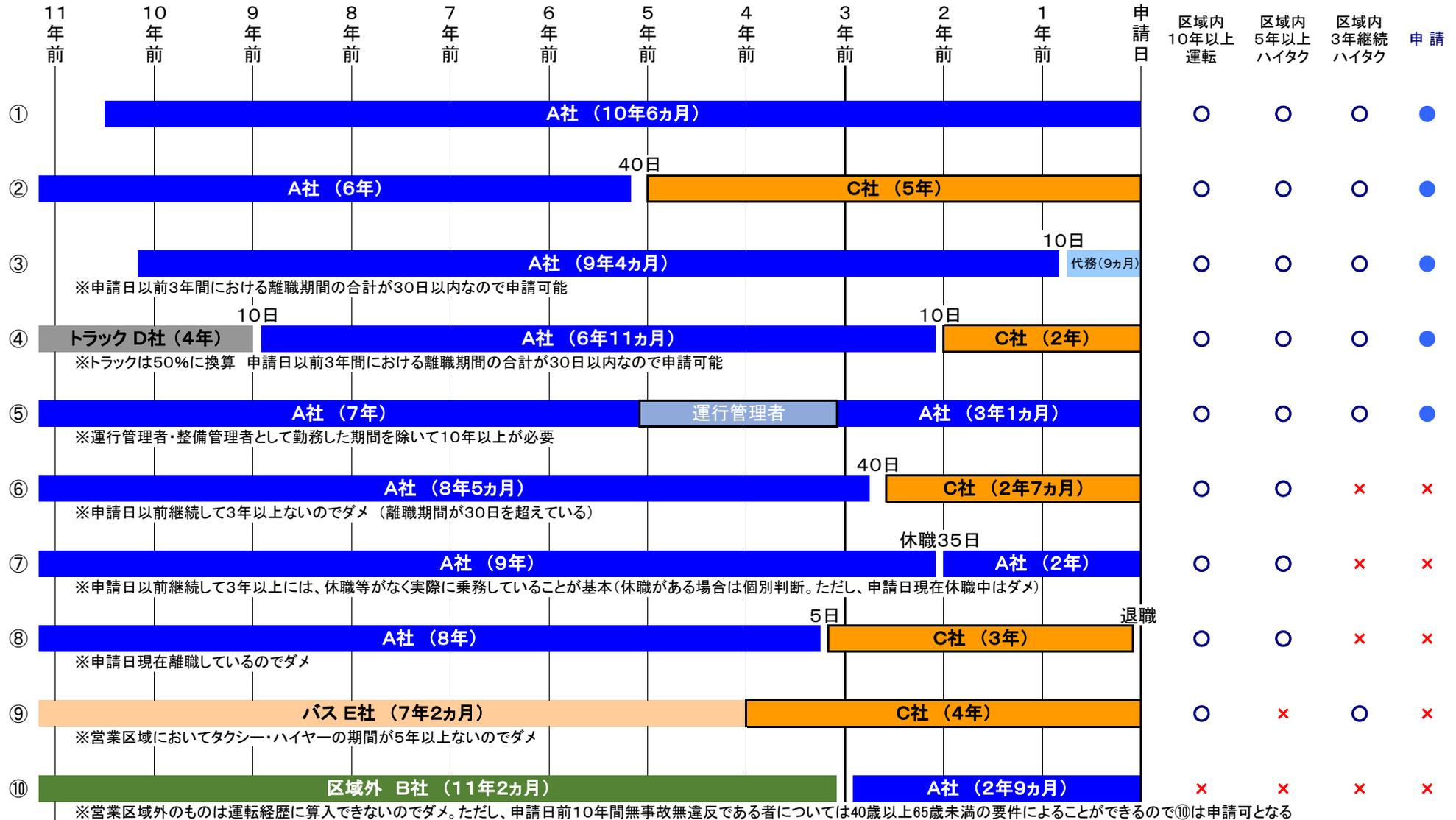


※ 申請のためには、運転経歴以外の審査基準のすべてにも適合していることが必要です。

※ 例示の運転経歴は、区域外とあるものを除きすべて営業区域内のものとし、特に記載がないものはタクシー又はハイヤーのものとしします。

運転経歴の例示

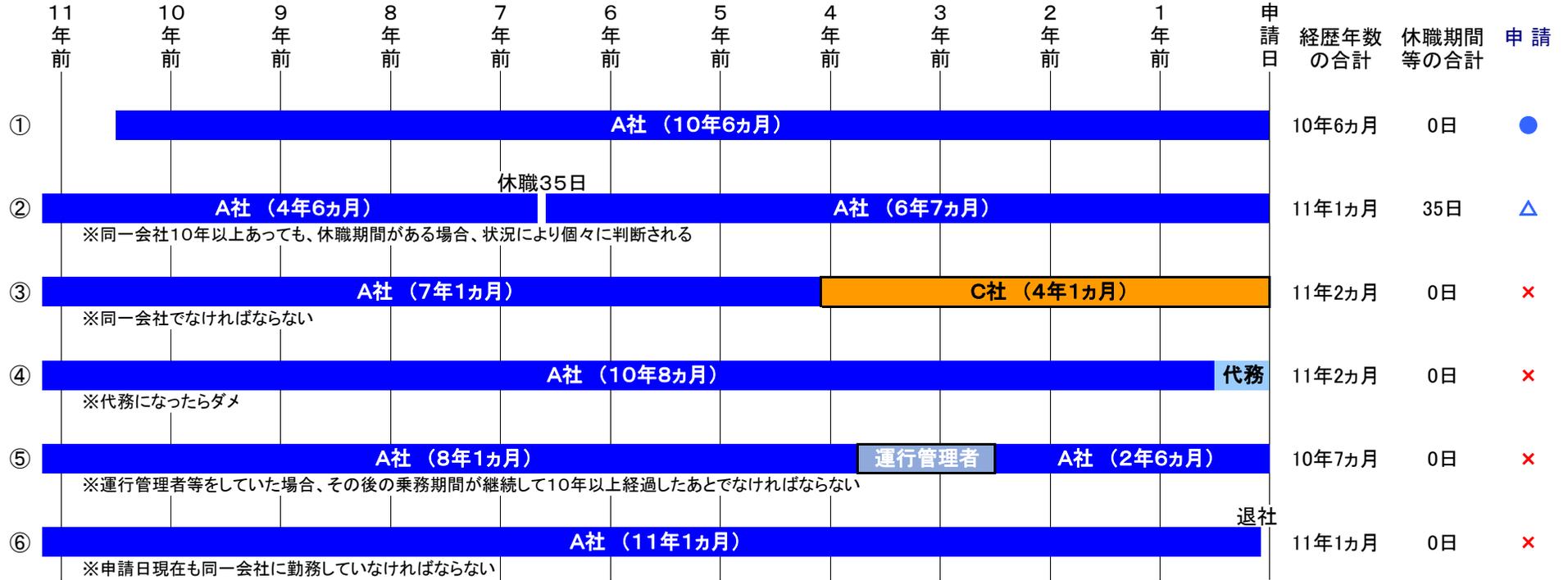
【35歳～39歳】



※ 申請のためには、運転経歴以外の審査基準のすべてにも適合していることが必要です。
 ※ 例示の運転経歴は、区域外とあるものを除きすべて営業区域内のものとし、特に記載がないものはタクシー又はハイヤーのものとし、
 ※ 「申請日前継続して3年以上区域内ハイタク運転」の離職期間については厳密に扱いますので、特に注意が必要です。

運転経歴の例示

【35歳未満】



※ 申請のためには、運転経歴以外の審査基準のすべてにも適合している必要があります。
 ※ 例示の運転経歴は、すべて営業区域内のタクシー又はハイヤーのものとなります。

道路交通法違反の例示

【35歳～64歳】

	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	申請日	許認可日	申請				
①	[Blue bar]							○				
②		2点★	[Blue bar]					○				
※申請日以前3年間及び申請日以降に道路交通法の違反がないこと												
③		2点★	1点★	[Blue bar]					○			
※申請日の1年前以前の1点1回に限っては違反がないものとみなされます												
④		2点★		1点★	[Blue bar]					○		
※申請日の1年前以前の1点1回に限っては違反がないものとみなされます												
⑤		2点★			1点★	[Blue bar]					×	
※最後の1点の違反日から1年間経過後なら申請可となります												
⑥			2点★	[Blue bar]					×			
※最後の2点の違反日から3年間経過後なら申請可となります												
⑦						1点★	[Blue bar]					×
※申請日以降、許可・認可日までの間に違反があると許認可されません												

※ 許可・認可のためには、他の審査基準のすべてに適合していることが必要です。

【35歳未満】

申請日以前10年間無事故無違反であること。

申請する営業区域において、申請日以前継続して10年以上同一のタクシー又はハイヤー事業者[※]に運転者として雇用されていることが別途必要です。

※ 申請日以降、許認可日までの間に違反をしてしまった場合は、すべて認められません。